

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 岩手銀行		コード	8345
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	宮野谷 篤	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
2	阿部 俊徳	社外取締役	○													○				有
3	渡辺 正和	社外取締役	○													○				有
4	前田千香子	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
5	松澤 一美	社外取締役	○													○	○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	<p>宮野谷篤氏は、当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>宮野谷篤氏は、過去(2018年5月まで)に日本銀行の理事を務めております。</p> <p>宮野谷篤氏は、日本貸金業協会公益理事を務めております。当行と日本貸金業協会との間には取引関係はありません。</p> <p>宮野谷篤氏は、大阪信用金庫非常勤理事を務めております。当行と大阪信用金庫との間には取引関係はありません。</p> <p>宮野谷篤氏は、京阪神ビルディング株式会社の取締役を務めております。当行と京阪神ビルディング株式会社との間には取引関係はありません。</p>	<p>金融政策に関する豊富な経験や幅広い専門的な見識により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
2	<p>阿部俊徳氏は、当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>阿部俊徳氏は、株式会社ユアテックの代表取締役会長を務めております。株式会社ユアテックは当行の取引先であります。当行と株式会社ユアテックとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>阿部俊徳氏は、公益社団法人宮城労働基準協会会長を務めております。当行と公益社団法人宮城労働基準協会との間には取引関係はありません。</p>	<p>企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な見識により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
3	<p>渡辺正和氏および渡辺正和法律事務所は、当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>渡辺正和氏と当行は2015年6月から2020年5月まで顧問弁護士契約がありました。契約のあった直近過去3年の報酬は、平均で年間100万円未満であり、当行の定める社外役員の独立性判断基準における独立性を満たしております。</p>	<p>弁護士としての法律知識や幅広い見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
4	<p>前田千香子氏は、当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>前田千香子氏が副理事長を務める特定非営利活動法人善隣館は、当行の取引先であります。当行と特定非営利活動法人善隣館との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>前田千香子氏が理事を務める学校法人スコーレは、当行の取引先であります。当行と学校法人スコーレとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>前田千香子氏が理事を務める特定非営利活動法人矢巾ゆりかごは、当行の取引先であります。当行と特定非営利活動法人矢巾ゆりかごとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p>	<p>個人事業主・通訳案内士、特定非営利活動法人の副理事長として地域社会に根差した幅広い活動をしており、豊富な経験と幅広い見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

5	<p>松澤一美氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>松澤一美氏は、盛岡ターミナルビル株式会社の代表取締役社長を務めております。盛岡ターミナルビル株式会社は当行の取引先であります。当行と盛岡ターミナルビル株式会社との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>また、盛岡ターミナルビル株式会社では、当行の役員が監査役を務めており、当行と同社は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって松澤一美氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a～iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 補足説明

前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。